

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
株式会社アイケイコーポレーション
代表取締役社長 加藤 義博

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年11月26日までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年11月27日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都渋谷区渋谷3丁目11番12号
東京自動車サービス健康保険組合会館4階 大講堂
 3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第10期（平成19年9月1日から平成20年8月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（平成19年9月1日から平成20年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- | | |
|-------|-----------------|
| 第1号議案 | 第10期剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対し弔慰金贈呈の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、本株主総会招集ご通知添付の事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ikco.co.jp/>）において掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年9月1日から
平成20年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した国際的金融市場の混乱に加え、原油価格高騰による物価上昇等のマイナス要因が台頭し、景気の後退が懸念される状況となりました。

当社グループが属するオートバイ業界におきましては、国内におけるオートバイ保有台数が1,293万台(平成19年3月末現在、出所：社団法人日本自動車工業会)といわれており全体として微減する傾向にあります。しかし、オートバイ業界全体においてはいわゆる「高速道路二人乗り解禁(平成17年4月)」や「AT(オートマチック)免許新設(平成17年6月)」という二大法的規制緩和を受けて、これにともなう新たな市場の創出・活性化がみられており、比較的市場価値の高い軽二輪・自動二輪といった大型オートバイの保有台数には増加傾向がみられ、上記の規制緩和の影響も追い風となって市場の拡大が続いております。

このような状況のもとで、当社グループは、「バイク王」をコアブランドとする中古オートバイ買取販売において、従来からの積極的な広告展開や多店舗展開による認知度・信用力が向上し、取扱台数が増加するとともに売上単価も上昇いたしました。これらにより売上高、営業利益および経常利益においては順調に推移いたしました。なお、子会社「株式会社アイケイモーターサイクル」におけるオートバイ小売販売が当初計画を下回って進捗したことにより、今後の展開を見据えたくうえで、のれんをはじめとする減損損失303,771千円を計上しております。

その結果、当連結会計年度の業績は、前連結会計年度に比べ増収増益の、売上高24,588,896千円(前年同期比20.7%増)、営業利益1,864,008千円(同18.4%増)、経常利益1,904,803千円(同18.7%増)、当期純利益847,869千円(同14.6%増)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

[中古オートバイ買取販売事業]

オートバイ買取販売に関しては、従来から推進してまいりました積極的な広告展開および多店舗展開によるオートバイ買取専門店「バイク王」の認知度向上、信用力向上に加え、広告展開を従来のレスポンス重視型

の広告展開からコアなオートバイユーザーへ向けたブランディング型の広告展開に変更したことにより、従来に比べ高額車輛が増加し、売上単価が向上いたしました。また、商圈細分化による取扱台数の効率化を鑑みながら、18店舗を新規出店いたしました。

また、オートバイ小売販売に関しては、子会社「株式会社アイケイモーターサイクル」において積極的な販売活動、小売販売店のブランディングの強化および将来的な多店舗展開を視野に入れた基礎構築を進めてまいりましたが、人的側面および資金面等を集中させ業務の効率化・合理化を図り、経営体質の強化、業績の安定化を推し進める目的で、平成20年6月1日に当該子会社を吸収合併いたしました。さらに、買取販売とのシナジー効果の追求を図り、新ブランド「バイク王ダイレクトSHOP」を開始し、2店舗を新規出店しております。

以上の結果、当連結会計年度末現在の直営店舗数は、102店舗（買取販売店：91店舗、小売販売店：10店舗、パーツ販売店：1店舗）となり、当連結会計年度における売上高は24,373,117千円（同20.4%増）、営業利益は1,944,053千円（同14.3%増）となりました。

〔オートバイ駐車場事業〕

子会社「株式会社パーク王」にて展開するオートバイ駐車場事業において、事業地の確保・拡大戦略から収益性の向上を中心に置いた事業展開に努めてまいりました。その結果、677車室（時間貸327車室・月極350車室）を新規に開設するとともに、不採算のため103車室（時間貸82車室・月極21車室）を閉鎖しており、当連結会計年度末現在の車室数は1,151車室（時間貸664車室・月極487車室）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は215,779千円（前年同期比51.3%増）、営業損失は80,253千円（前年同期は126,953千円の損失）となりました。また、不採算事業地におけるリース資産に係る減損損失（46,962千円）を特別損失に計上しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は349,224千円で、その主なものは直営店の新規出店にともなう備品等の取得、敷金保証金の支出および社内における基幹システムの充実を図るためのソフトウェア開発によるものであります。

③資金調達の状況

当連結会計年度においては該当する事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度においては該当する事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受の状況

当連結会計年度においては該当する事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成20年6月1日付で、オートバイ小売販売の連結子会社である株式会社アイケイモーターサイクルを吸収合併いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

区分	第7期 (平成17年8月期)	第8期 (平成18年8月期)	第9期 (平成19年8月期)	第10期 (当連結会計年度) (平成20年8月期)
売上高(千円)	—	16,709,192	20,379,968	24,588,896
営業利益(千円)	—	1,182,437	1,574,222	1,864,008
経常利益(千円)	—	1,265,049	1,604,516	1,904,803
当期純利益(千円)	—	616,243	740,169	847,869
1株当たり 当期純利益 (円)	—	12,546.95	4,859.27	5,555.13
総資産(千円)	—	4,690,404	5,556,289	6,364,227
純資産(千円)	—	3,107,015	3,845,068	4,626,136
1株当たり 純資産 (円)	—	61,214.20	25,021.92	29,823.84

- (注) 1. 当社は第9期より会社法第2条第6号に規定する大会社となったことから、第8期に関しましては会計監査人の監査を受けておりません。
2. 記載金額は千円未満を、1株当たり純資産および1株当たり当期純利益は小数点以下第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
3. 第8期の平成18年1月17日付で当社株式1株につき4株の分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
4. 第9期の平成18年12月1日付で当社株式1株につき3株の分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
5. 第8期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

②当社の財産および損益の状況

区分	第7期 (平成17年8月期)	第8期 (平成18年8月期)	第9期 (平成19年8月期)	第10期 (当事業年度) (平成20年8月期)
売上高(千円)	12,084,978	16,653,377	20,035,959	23,925,796
営業利益(千円)	724,213	1,231,078	1,839,797	2,182,562
経常利益(千円)	750,740	1,312,317	1,861,891	2,202,414
当期純利益(千円)	414,751	660,340	998,376	678,766
1株当たり 当期純利益(円)	38,259.22	13,445.06	6,554.42	4,447.19
総資産(千円)	3,559,556	4,655,993	5,595,815	6,424,204
純資産(千円)	2,049,492	3,147,412	4,147,373	4,759,338
1株当たり 純資産(円)	168,529.90	62,084.05	27,004.46	30,695.26

- (注) 1. 記載金額は千円未満を、1株当たり純資産および1株当たり当期純利益は小数点以下第2位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2. 第8期の平成18年1月17日付で当社株式1株につき4株の分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
3. 第9期の平成18年12月1日付で当社株式1株につき3株の分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
4. 第8期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
5. 第10期は「株式会社アイケイモーターサイクル」ののれんをはじめとする特別損失を計上したため、当期純利益につきましては、前期に比べ減益となりました。

(3)重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 パーク王	80,000千円	100.0%	駐車場装置・駐車設備 機器の開発・製造・販 売、駐車場の管理等

- (注) 1. 株式会社パーク王は、平成20年4月8日付でカーコム株式会社(旧カーテック株式会社)から株式を取得したことにより、当社の100%子会社となりました。
2. 前期まで記載しておりました株式会社アイケイモーターサイクルは、平成20年6月1日付で当社に吸収合併いたしました。
3. 上記のほかに、タイ国における中古オートバイ買取販売を目的に、平成20年9月8日付で S I A M I K C O . , L T D (サイアムアイケイ、資本金4,000千バーツ、出資比率47.98%)を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは長期的な成長を見込み、確実に経営戦略を遂行していくため、以下の課題について対処してまいります。

① 積極的かつ効率的な広告宣伝活動について

広告宣伝活動は当社グループのビジネスモデルの起点であり、顧客獲得のための必須要素となっています。また、オートバイ買取業界においては、認知度の向上が競争優位の獲得につながります。このため、当社グループでは、顧客獲得、オートバイ買取業界の認知度および企業認知度の向上、またコアブランド「バイク王」のブランディング等を念頭に積極的な広告宣伝活動を展開してまいりました。

この結果、「バイク王」についてはある程度の認知度を獲得できたものと考えております。しかしながら、事業拡大にともなって広告宣伝費の売上高占有率に増加傾向がみられ、この点の解消が今後の事業展開における課題になるものと考えております。

したがって、今後の広告宣伝活動では、引き続き顧客獲得のために積極的な資金投下を進めるだけでなく、従来の広告出稿方法の精査・見直しによってコストを削減し、広告宣伝活動の効率化、最適化を図ってまいります。

② 店舗展開の効率化について

当社グループでは、広告メディアを通じての広告宣伝活動とともに多店舗展開による露出機会の増加によって「バイク王」の認知度向上を図ること、また商圈細分化によって業務効率の向上(出張買取距離の短縮化等)を図ること等を当初の目的として多店舗展開を推進してまいりました。この結果、「バイク王」は全国38都道府県91店舗展開(平成20年10月15日現在)となり、当初の目的は達成されつつあります。

一方で、店舗数の増加等にともない、採算性の低い非効率な店舗も見受けられるようになってきたため、従来の営業活動の効率化に基づく店舗展開に留まらず、店舗別損益の視点等、より経営効率を重視することが今後における課題として生じてまいりました。

また、今後においては中古オートバイ買取販売とオートバイ小売販売の連動も視野に入れる必要があると考えております。このため、上記の課題を念頭に、特に「バイク王」店舗において、広告宣伝活動によって取扱台数を増加させながらも多店舗展開のスピードを緩め、店舗当たりの取扱台数を増加するとともに、商圈の重複する店舗、立地として最適といえない店舗等の移転・閉鎖を検討し、店舗展開の効率化を進めてまいります。

③ オートバイ小売販売店の展開について

当社グループでは、オートバイユーザーとの新たな接点を生むオートバイ小売販売を、中古オートバイ買取販売に次ぐ新たな収益の柱であると位置づけております。このため、平成19年2月にオートバイ小売販売を営む子会社「株式会社アイケイモーターサイクル」を設立しオートバイ小売販売を営んでまいりましたが、当該子会社については、人的側面および資金面等を集中させ、当社グループ全体における業務の効率化・合理化を図り、経営体質の強化、業績の安定化を推し進める目的で、平成20年6月1日をもって当社に吸収合併いたしました。但し、当社グループでは、引き続きオートバイ小売販売を将来における重要な収益の柱と認識しております。

したがって、今後も計画の進捗に細心の注意を払いながら、小売販売店のブランディングの強化、「バイク王」との連動および将来的な多店舗展開を視野に入れた基礎・基盤の確立を図り、ビジネスモデルの構築に努めてまいります。なお、具体的には他社との差別化を図る目的で、小売販売店のブランドを「バイク王ダイレクトSHOP」に統一するとともに、店舗の大型化、排気量構成・商品ラインナップの充実およびこれを補完する迅速な商品供給体制の構築等を推進し、ビギナーや女性ユーザー等の新規顧客層を含む幅広い顧客層への訴求に努めてまいります。

④ オートバイ駐車場事業の展開について

当社グループは、オートバイ駐車場事業を長期的なビジネスチャンスと捉えており、更なる利益確保型の堅実な事業地展開に努め、潜在的な需要を掘り起こすとともに、二輪車の利点を生かして四輪自動車の駐車場としては利用することができない狭小地等の有効利用を推進してまいります。また、オートバイ駐車場事業に関しては勃興期であるため、規模の拡大より効率的な事業地開発に重点を置き、先行投資の視点よりも収益の確保を前提とし、マーケットの動向をみながら慎重に業績の拡大を図り、ビジネスモデルの構築に努めてまいります。

⑤ 管理体制の充実・強化について

当社グループは新たな事業領域の開拓や規模の拡大を進めている段階であり、当社グループの管理および業務フローのスタンダードが正しく維持・適用されるように、管理体制全般の点検を継続的に実施するとともに、適正な人員配置を通じて内部管理体制の改善を図ってまいります。このような取り組みを推進することでいわゆる「J-SOX法」や「四半期報告制度」への対応を実施し、合理的な内部統制システムの構築・運用や四半期決算短信等の早期開示に向けた情報開示体制の充実と強化に努めてまいります。

⑥ 人事制度の強化について

当社グループは事業拡大と成長において最も重要な経営資源が「ヒト」であると考えております。当社グループは、従来から顧客満足度を向上させるための従業員教育を施し、付加価値の高い顧客サービスの充実に注力してまいりました。また、各種システムの整備と業務の標準化により、従業員を入社後短期間で戦力化することが可能となり、結果としてサービスのレベルを落とすことなく、柔軟に事業を展開してまいりました。

今後もこの方針を堅持し、新卒および中途の採用活動とともに研修等の社員教育制度を充実させ、「従業員のベースラインの強化」、「ジェネラリストとしての上級管理職の育成」、「専門性の高いスペシャリストの育成」を戦略的に進めてまいります。また、変化の著しい外部環境にも迅速に対応すべく、外部から見識の高い人財（※）を必要に応じ採用いたします。

さらに、効率的な企業運営が可能となるよう組織パフォーマンスの最大化を図ることを目的に、各業務および業務システムの改善・充実、業務環境の見直しにともなう就業意識の向上を図り、企業成長のスピードおよび社会の要請に応える強固な組織体を構築してまいります。

※ 人財：当社グループでは、最も重要な経営資源が「ヒト」である、との考えに基づき、一般的な用語である「人材」ではなくあえて「人財」を用いております。

⑦ 良好なオートバイ環境への取り組みについて

現在、オートバイの放置車輛、不法投棄等の様々な環境問題が生じており、オートバイ業界の課題として挙げられています。当社グループは、中古オートバイ買取販売の認知度を早期に向上させ、オートバイユーザーにリユースを促し、資源再利用による循環型社会形成に貢献してまいります。また、違法駐車等の軽減等、環境問題改善へのソリューションを積極的に推進し、良好なオートバイ環境の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成20年8月31日現在）

① 中古オートバイ買取販売事業

(i) 中古オートバイ買取販売

テレビ・WEB・ラジオ・雑誌等の各広告媒体を通じてオートバイユーザーに対し広告活動を展開することで、査定および買取を誘引し、オートバイの買取・仕入を行っております。これらのオートバイは、オートバイオークションを介して業者に、または直接業者に対して販売しております。

(ii) パーツ販売

オートバイの買取を行い、市場に流通させる前の車輛整備時において発生するオートバイ専用のパーツをパーツオークションを介して業者に販売する、もしくは直営のパーツ販売店において新品パーツとあわせてオートバイユーザーに販売しております。

(iii) オートバイ小売販売

上記（i）におけるオートバイの一部をオートバイユーザーに小売販売しております。

② オートバイ駐車場事業

駐車場装置・駐車設備機器の開発・製造・販売、駐車場の管理

(6) 主要な事業所 (平成20年8月31日現在)

	名 称	所 在 地	
当 社	本 社	東京都渋谷区	
	インフォメーションセンター	埼玉県さいたま市大宮区	
	さいたま物流センター	埼玉県さいたま市桜区	
	筑波物流センター	茨城県つくば市	
	福岡物流センター	福岡県糟屋郡	
	買 取 販 売 店 舗	北海道・東北エリア	宮城県仙台市泉区等 9 店舗
		関東エリア	埼玉県さいたま市北区等35店舗
		信越・北陸エリア	新潟県新潟市中央区等4店舗
		東海エリア	愛知県名古屋市守山区等 9 店舗
		近畿エリア	大阪府大阪市東住吉区等18店舗
		中国・四国エリア	広島県広島市南区等 7 店舗
		九州・沖縄エリア	福岡県福岡市博多区等 9 店舗
		バイク王パーツ板橋店	東京都板橋区
	小 売 店 舗	東北エリア	宮城県仙台市泉区
		関東エリア	東京都練馬区等 5 店舗
		中部エリア	愛知県名古屋市みなと区等 2 店舗
関西エリア		兵庫県尼崎市	
九州エリア		福岡県糟屋郡	
(株)パーク王	本 社	東京都渋谷区	

(7) 使用人の状況 (平成20年8月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
中古オートバイ買取販売事業	807名	126名増
オートバイ駐車場事業	7名	2名減
合 計	814名	124名増

- (注) 1. 正規使用人のみで、派遣社員・パートタイマーは含んでおりません。
2. 前連結会計年度末比124名の増加は、業容の拡大に伴う増加であります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
807名	126名増	29.1歳	2.5年

(注) 正規使用人のみで派遣社員・パートタイマーは含んでおりません。

(8) 主な借入先

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況 (平成20年8月31日現在)

(1) 株式の状況

①発行可能株式総数 312,088株

②発行済株式の総数 152,856株

(注) ストックオプションの行使により発行済株式の総数は前事業年度末に比べて、372株増加いたしました。

③株主数 1,244名

④発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
石川秋彦	39,516株	25.9%
加藤義博	35,556	23.3

(注) 出資比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年8月31日現在）

発行決議日	平成17年11月29日
新株予約権の数	15個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 45株 (新株予約権1個につき3株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 385,050円 (1株当たり 128,350円)
権利行使期間	平成19年12月1日から 平成21年11月30日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割当を受けた者は、その割当を受けた時から権利行使時に至るまでの間、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。 ③新株予約権の割当を受けた者は、一度の権利行使手続きにおいて、付与を受けた本件新株予約権の全部または一部を行使することができる。
保有人数	当社監査役3名

(注)平成18年11月6日開催の取締役会決議に基づき、平成18年12月1日付で、1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。これにより新株予約権1個の目的となる株式の数および1株当たりの払込金額を調整しております。上記表は調整後の数字で記載しております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権に関する重要事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況(平成20年8月31日現在)

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当または他の法人等の代表状況等
取締役会長	石川秋彦	
代表取締役社長	加藤義博	
取締役副社長	大谷真樹	ダイレクトショップ本部長 (株)パーク王取締役
取締役	松本博幸	
常勤監査役	増渕洋吉	(株)パーク王監査役
監査役	諏訪浩	マークラインズ(株)監査役
監査役	長坂忠宏	

- (注) 1. 監査役諏訪浩氏および長坂忠宏氏は、社外監査役であります。
 2. 代表取締役社長加藤義博および取締役副社長大谷真樹は、平成20年6月1日付で株式会社アイケイモーターサイクルを吸収合併したことにより、同社の取締役を退任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・ 担当および他の 法人の代表状況等
松本博幸	平成20年8月25日	逝去による退任	取締役

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	4名	155,585千円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,000千円 (7,800千円)
合計 (うち社外役員)	7名 (2名)	170,585千円 (7,800千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成17年11月29日開催の第7回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成13年10月20日開催の第3回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
 4. 上記には平成20年8月25日付で退任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の会社の兼兼任状況

監査役諏訪浩氏は、マークラインズ株式会社の監査役であります。

②責任限定契約の内容

当社と各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する額を限度額としております。

③当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外監査役	諏訪 浩	当事業年度開催の取締役会21回中20回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ意見を述べております。
社外監査役	長坂忠宏	当事業年度開催の取締役会21回中20回に出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ意見を述べております。

(注) 当事業年度中に開催された監査役会は18回であり、上記2名の社外監査役はそのすべてに出席しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	31,175千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、事業年度に係る報酬等の額には合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、特に定めておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループは、関連法令等の遵守を経営の最重要課題と位置づけ、当社代表取締役社長を委員長として、当社および子会社取締役を含む委員で構成するコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンス全体を統括し、コンプライアンス精神の醸成、コンプライアンス体制の確立に取り組む。さらに、企業行動憲章およびコンプライアンス委員会規程を制定し、その枠組みにおいて、コンプライアンスを推進し、法令の遵守に努める。
 - ② 内部統制システムの構築、整備、維持を図るため、経営企画室管掌取締役を委員長とする内部統制委員会を設置し、社内業務の実施状況の把握、業務執行における法令、定款および社内規程等の遵守状況調査などを定期的実施する。内部統制委員会は調査結果を対象部門へ通知し、改善を求めるとともに取締役会および監査役会に対して適宜報告するものとする。
 - ③ 会社情報開示については、内部統制委員会において、情報開示の基本方針、開示手順等を定め、情報の適正性・適時性および公平性を確保する。
 - ④ 内部監査部門として、内部統制の維持・改善を図るため、執行部門から独立した内部監査室を置き、業務が経営方針、諸規程、業務マニュアル等に準拠して適正に行われているか否かを監査するものとする。
 - ⑤ 取締役会は当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役会に報告するとともに、遅滞なくコンプライアンス委員会にも報告するものとする。
 - ⑥ 当社グループは、法令違反その他コンプライアンスに関する事由の内部者通報制度において社外の弁護士、第三者機関を直接の情報受領者とする内部者通報システムを確立し、従業員等からの通報による組織的または個人に関わる法令に違反するおそれのある事由等の報告と未然防止に取り組む。
 - ⑦ 監査役は当社グループの法令遵守体制および内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制整備
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとし、定められた保存期限内は閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 損失の危険の管理については、経営企画室管掌取締役を委員長とする内部統制委員会が、品質管理をはじめとする各種リスク管理につき、必要な見直し、対応を検討する。

- ②リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
不測の緊急事態が発生した場合には、内部統制委員会を開催し、（必要に応じて外部の顧問弁護士も加え）組織的に迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に留める体制を整える。
 - ③当社が定常的に抱える業務上のリスクの管理体制については、各取締役が自己の分掌範囲について責任をもって構築・運営するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に当社取締役および当社部門責任者ならびに子会社取締役等によって構成される経営会議において議論し、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①経営管理については、子会社管理規程に基づいて子会社管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また、当社の内部監査室が子会社全てについて経営方針、諸規程、業務マニュアル等に準拠した業務が行われているかを監査する。
 - ②グループ各社の経営状況の進捗を管理するとともに、各社のトピックス等、グループ全体として機動的な意思決定と戦略の調整を行うために月例での連絡協議会を開催する。
 - ③取締役会は当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査役会に報告するものとする。
 - ④子会社が、当社からの経営管理や経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると判断した場合は監査役会に報告するものとし、直ちにコンプライアンス委員会にも報告する。また、監査役は当社の取締役に對し意見を述べるとともに、改善策を求めることができるものとする。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役会が監査役を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
 - ②上記監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反ならびに定款違反行為、内部者通報制度による通報状況等、その他重要な事項等を速やかに監査役に報告するものとする。
- ② 監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。
- ③ 監査役は、内部監査室および会計監査人と情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財産および事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成20年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,674,345	流 動 負 債	1,672,737
現金及び預金	3,609,602	買掛金	100,380
売掛金	103,197	短期借入金	220,000
たな卸資産	607,251	1年内返済予定長期借入金	24,000
前払費用	240,828	未払金	493,503
繰延税金資産	59,763	未払法人税等	472,327
その他	53,776	その他	362,525
貸倒引当金	△73		
固 定 資 産	1,689,881	固 定 負 債	65,353
有 形 固 定 資 産	863,401	長期未払金	12,264
建物及び構築物	628,968	その他	53,089
車両運搬具	90,224		
その他	82,664	負 債 合 計	1,738,091
建設仮勘定	61,544		
無 形 固 定 資 産	196,899	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	171,756	株 主 資 本	4,558,752
その他	25,142	資本金	585,650
投 資 そ の 他 の 資 産	629,580	資本剰余金	605,272
繰延税金資産	124,840	利益剰余金	3,367,829
敷金・保証金	501,732	新株予約権	67,383
その他	8,007	純 資 産 合 計	4,626,136
貸倒引当金	△5,000		
資 産 合 計	6,364,227	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,364,227

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成19年9月1日から
平成20年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,588,896
売 上 原 価		11,717,608
売 上 総 利 益		12,871,288
販売費及び一般管理費		11,007,280
営 業 利 益		1,864,008
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	6,024	
クレジット手数料収入	17,238	
助 成 金 収 入	12,862	
雑 収 入	27,896	64,021
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,653	
貸倒引当金繰入額	5,000	
雑 損 失	13,572	23,225
経 常 利 益		1,904,803
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	493	
貸倒引当金戻入益	47	540
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	143	
固 定 資 産 除 却 損	51,319	
減 損 損 失	303,771	
固 定 資 産 臨 時 償 却 費	8,468	
そ の 他	1,165	364,868
税金等調整前当期純利益		1,540,476
法人税、住民税及び事業税	787,084	
法人税等調整額	△94,477	692,607
当 期 純 利 益		847,869

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成19年9月1日から
平成20年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年8月31日残高	584,534	604,156	2,626,751	3,815,443
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	1,116	1,116		2,232
剰余金の配当			△106,791	△106,791
当期純利益			847,869	847,869
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）				—
連結会計年度中の変動額 合計	1,116	1,116	741,078	743,310
平成20年8月31日残高	585,650	605,272	3,367,829	4,558,752

	新株予約権	純資産合計
平成19年8月31日残高	29,625	3,845,068
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		2,232
剰余金の配当		△106,791
当期純利益		847,869
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）	37,757	37,757
連結会計年度中の変動額 合計	37,757	781,068
平成20年8月31日残高	67,383	4,626,136

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社パーク王

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社アイケイモーターサイクルについては、平成20年6月1日付で当社と合併したため連結の範囲から除いております。なお、平成20年5月31日までの損益については連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品・・・・・・個別法による原価法を採用しております。

貯蔵品・・・・・・最終仕入原価法による原価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物付属設備は除く）

については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～22年

車両運搬具 2～6年

その他 3～10年

(追加情報)

当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、5年間の定額法で償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 547,066千円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途 場 所	種 類	減 損 損 失 (千円)
事業用資産	東京都他 (19事業地)	リース資産 47,389
	東京都他 (6事業地)	建物及び構築物他 32,703
その他	—	のれん 223,678

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の用途により、事業用資産については主に独立した会計単位である事業所単位で、資産のグルーピングを行っております。

事業用資産は、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている、今後の改善が困難と見込まれる事業所について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、のれんについては取得時に検討した事業計画において、当初想定した収益が見込めなくなったことから、残存簿価の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、リース資産47,389千円、建物及び構築物31,365千円、有形固定資産（その他）1,338千円、のれん223,678千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値をゼロとして測定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 152,856株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 11月28日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	45,745	300.00	平成19年8月31日	平成19年 11月29日

②中間配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 4月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	61,046	400.00	平成20年2月29日	平成20年 5月12日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成20年11月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 11月27日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	61,142	400.00	平成20年8月31日	平成20年 11月28日

(4) 連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年11月29日定時株主総会決議
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	561株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 29,823円84銭

1株当たり当期純利益 5,555円13銭

6. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、平成20年8月15日開催の取締役会において、子会社の設立を決議し、平成20年9月8日に設立を完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 子会社設立の目的

タイ国における中古オートバイの仕入・販売の事業化を推進することを目的としております。

(2) 設立する会社の名称、事業内容、規模

名 称	SIAM IK CO. , LTD
所在地	1656 Bangna-Trad Road, Kwaeng Bangna, Khet Bangna, Bangkok, Thailand
事業内容	中古オートバイの小売販売及び輸出版売
代表者	石川秋彦 (当社取締役会長)
決算期	5月
資本金	4,000,000バーツ

(3) 設立の時期 平成20年9月8日

(4) 取得価額及び取得後の持分比率

取得価額 6,054千円

取得後の持分比率 47.98%

貸借対照表

(平成20年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,625,243	流 動 負 債	1,395,906
現金及び預金	3,587,300	買掛金	100,380
売掛金	93,096	未払金	484,423
商品	604,403	未払費用	169,542
貯蔵品	1,664	未払法人税等	472,147
前払費用	225,880	未払消費税等	84,033
繰延税金資産	59,763	前受金	21,349
その他	53,205	預り金	62,955
貸倒引当金	△69	その他	1,073
固 定 資 産	1,798,960	固 定 負 債	268,958
有 形 固 定 資 産	853,794	長期未払金	12,264
建物	592,949	関係会社損失引当金	255,775
構築物	29,167	その他	918
車両運搬具	90,125	負 債 合 計	1,664,865
工具器具備品	80,008	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	61,544	株 主 資 本	4,691,955
無 形 固 定 資 産	196,899	資本金	585,650
商標権	5,629	資本剰余金	605,272
電話加入権	7,631	資本準備金	605,272
ソフトウェア	171,756	利益剰余金	3,501,031
ソフトウェア仮勘定	11,881	利益準備金	13,250
投資その他の資産	748,266	その他利益剰余金	3,487,781
出資金	240	別途積立金	1,230,000
従業員長期貸付金	1,554	繰越利益剰余金	2,257,781
長期前払費用	6,212	新 株 予 約 権	67,383
繰延税金資産	257,939	純 資 産 合 計	4,759,338
敷金・保証金	487,319	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,424,204
貸倒引当金	△5,000		
資 産 合 計	6,424,204		

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成19年9月1日から
平成20年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,925,796
売 上 原 価		
商品期首たな卸高	480,991	
当期商品仕入高	11,459,150	
合 計	11,940,141	
商品期末たな卸高	604,403	11,335,738
売 上 総 利 益		12,590,058
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,407,495
営 業 利 益		2,182,562
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	11,786	
クレジット手数料収入	5,802	
受取賃貸収入	2,625	
受取保険金	5,109	
雑 収 入	6,817	32,141
営 業 外 費 用		
貸倒引当金繰入額	5,000	
雑 損 失	7,289	12,289
経 常 利 益		2,202,414
特 別 利 益		
固定資産売却益	493	493
特 別 損 失		
固定資産除却損	14,961	
減 損 損 失	13,437	
固定資産臨時償却費	8,468	
関係会社整理損	646,487	
関係会社損失引当金繰入額	255,775	939,129
税 引 前 当 期 純 利 益		1,263,778
法人税、住民税及び事業税	785,596	
法 人 税 等 調 整 額	△200,584	585,011
当 期 純 利 益		678,766

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成19年9月1日から
平成20年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
平成19年8月31日残高	584,534	604,156	604,156	13,250
事業年度中の変動額				
新株の発行	1,116	1,116	1,116	
剰余金の配当			—	
当期純利益			—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—	
事業年度中の変動額合計	1,116	1,116	1,116	—
平成20年8月31日残高	585,650	605,272	605,272	13,250

	株主資本				新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金			株主資本 合計		
	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計			
	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
平成19年8月31日残高	1,230,000	1,685,806	2,929,056	4,117,747	29,625	4,147,373
事業年度中の変動額						
新株の発行				2,232		2,232
剰余金の配当		△106,791	△106,791	△106,791		△106,791
当期純利益		678,766	678,766	678,766		678,766
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					37,757	37,757
事業年度中の変動額合計	—	571,975	571,975	574,207	37,757	611,964
平成20年8月31日残高	1,230,000	2,257,781	3,501,031	4,691,955	67,383	4,759,338

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品・・・個別法による原価法を採用しております。

② 貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物付属設備は除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(付属設備)	3～22年
構築物	10～20年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	3～10年

(追加情報)

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社損失引当金

関係会社に対する債務保証等の損失に備えるため、関係会社の財政状態を勘案し、出資金額等を超えて当社が負担すると見込まれる損失見込額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

- (1) 前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「クレジット手数料収入」については、金額的重要性が増したため区分掲記しました。

なお、前事業年度における金額は以下のとおりであります。

クレジット手数料収入 2,114千円

- (2) 前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「受取保険金」については、金額的重要性が増したため区分掲記しました。

なお、前事業年度における金額は以下のとおりであります。

受取保険金 1,821千円

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 542,701千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 705千円

関係会社に対する短期金銭債務 31千円

- (3) 債務保証

当社子会社である「株式会社パーク王」について、下記の契約に対し債務保証を行っております。

- ① リース契約にかかる債務保証

a. 提出先	三菱UFJリース(株)
b. 金額	48,580千円
c. 内容	リース債務

- ② 金融機関からの借入にかかる債務保証

a. 提出先	(株)三菱東京UFJ銀行
b. 金額	120,000千円
c. 内容	借入債務

なお、株式会社パーク王に対して、上記債務保証金額を含め関係会社損失引当金を255,775千円計上しております。

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

513,891千円

営業取引以外の取引による取引高

8,443千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
事業用資産	東京都 (1事業地)	リース資産	1,310
	東京都 (4事業地)	建物、その他	12,126

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の用途により、事業用資産については主に独立した会計単位である事業所単位で、資産のグルーピングを行っております。

事業用資産は、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている、今後の改善が困難と見込まれる事業所について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、リース資産1,310千円、建物10,921千円、その他1,204千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値をゼロとして測定しております。

(3) 関係会社整理損

関係会社整理損の内容は、平成20年6月1日付で合併した連結子会社株式会社アイケイモーターサイクルへの貸付金に対する貸倒引当金繰入額516,058千円、関係会社株式評価損80,000千円および抱合せ株式消滅差損50,429千円であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

6. 企業結合等関係

当社は、平成20年6月1日を効力発生日として、当社連結子会社である株式会社アイケイモーターサイクルを吸収合併いたしました。

(1) 結合当事企業の名称および事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

①結合当事企業の名称および事業の内容

a. 結合企業

名称 株式会社アイケイコーポレーション(当社)
事業の内容 中古オートバイ買取販売事業

b. 被結合企業

名称 株式会社アイケイモーターサイクル
事業の内容 中古オートバイ買取販売事業

②企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式

③結合後企業の名称

株式会社アイケイコーポレーション

④取引の目的を含む取引の概要

株式会社アイケイモーターサイクルは、当社が株式を100%保有しております連結子会社であります。当社と株式会社アイケイモーターサイクルは、中古オートバイの買取・販売を主な事業としております。このことから当社は人的側面および資金面等を集中させ業務の効率化・合理化を図り、経営体質の強化、業績の安定化を推し進めるために、平成20年6月1日をもって吸収合併いたしました。なお、株式会社アイケイモーターサイクルは合併に先立ち、平成20年3月28日付にて増資を行っており、債務超過を解消しております。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当社が吸収合併消滅会社から受け入れた資産と負債の差額のうち株主資本の額と、当社が合併直前に保有していた吸収合併消滅会社株式の帳簿価額との差額については、「関係会社整理損」として計上しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の主な発生の原因別の内訳

①流動の部

たな卸資産評価損否認	16,161千円
未払事業税	36,006
未払事業所税	3,217
その他	4,377
	<hr/>
繰延税金資産（流動）合計	59,763

②固定の部

減価償却超過額	5,707千円
繰延資産償却超過額	15,925
減損損失	99,760
関係会社株式評価損	28,998
関係会社損失引当金	104,100
その他	3,446
	<hr/>
繰延税金資産（固定）合計	257,939
	<hr/>
繰延税金資産合計	317,703

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
住民税均等割	4.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%
その他	△0.7%
	<hr/>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.3%

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相 当 額	減損損失累計額 相 当 額	期末残高相当額
	千円	千円	千円	千円
車 両 運 搬 具	324,023	258,529	—	65,494
工具器具備品	323,181	184,363	3,293	135,524
ソフトウェア	2,821	2,774	—	47
合 計	650,026	445,667	3,293	201,066

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	91,637千円
1 年 超	121,013千円
合 計	212,651千円
リース資産減損勘定の残高	1,991千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失

支払リース料	123,643千円
リース資産減損勘定の取崩額	918千円
減価償却費相当額	112,904千円
支払利息相当額	10,086千円
減損損失	1,310千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注6)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱アイケイモーターサイクル(注1)	所有直接100.0%	商品の販売資金の援助役員の兼務	商品の販売(注2)	513,891	—	—
				利息の受取(注3)	6,037	—	—
				貸付金の現物出資による増資引受け(注4)	604,500	—	—
				貸付金に対する評価引当金(注4)	△516,058	—	—
子会社	㈱パーク王	所有直接100.0%	債務保証役員の兼務	債務保証(注5)	168,580	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 平成20年6月1日付けで当社と合併したため、平成20年5月31日までの取引金額を記載しております。合併の取引条件等の詳細については、企業結合等関係の注記事項に記載しております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
4. 現物出資による増資の金額につきましては、企業結合に関する会計基準により決定しております。なお、現物出資により取得した株式は、貸倒引当金繰入額516,058千円を控除後の88,441千円を計上しております。
5. 株式会社パーク王の金融機関からの借入及びリース取引について、当社が債務保証を行っております。取引金額については債務保証残高である借入金残高120,000千円及びリース債務期末残高48,580千円を記載しております。また、保証料の受取りは行っておりません。なお、株式会社パーク王に対して、上記債務保証金額を含め関係会社損失引当金を255,775千円計上しております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	30,695円26銭
1株当たり当期純利益	4,447円19銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、平成20年8月15日開催の取締役会において、子会社の設立を決議し、平成20年9月8日に設立を完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 子会社設立の目的

タイ国における中古オートバイの仕入・販売の事業化を推進することを目的としております。

(2) 設立する会社の名称、事業内容、規模

名 称	SIAM IK CO. , LTD
所在地	1656 Bangna-Trad Road, Kwaeng Bangna, Khet Bangna, Bangkok, Thailand
事業内容	中古オートバイの小売販売及び輸出版売
代表者	石川秋彦 (当社取締役会長)
決算期	5月
資本金	4,000,000 ^円

(3) 設立の時期 平成20年9月8日

(4) 取得価額及び取得後の持分比率

取得価額	6,054千円
取得後の持分比率	47.98%

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年10月14日

株式会社アイケイコーポレーション

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 北方 宏樹 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武井 雄次 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイケイコーポレーションの平成19年9月1日から平成20年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイケイコーポレーション及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年10月14日

株式会社アイケイコーポレーション

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 北方 宏樹 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武井 雄次 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイケイコーポレーションの平成19年9月1日から平成20年8月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年9月1日から平成20年8月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及びその決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年10月23日

株式会社アイケイコーポレーション 監査役会

常勤監査役 増 渕 洋 吉 ㊟

監 査 役 諏 訪 浩 ㊟

監 査 役 長 坂 忠 宏 ㊟

(注) 監査役諏訪浩、監査役長坂忠宏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第10期剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、中長期的な事業計画に基づき、再投資のための内部資金の確保をしつつ、安定的な配当の継続を実施することを基本方針としております。

第10期の期末配当につきましては、かかる方針を踏まえ、当期の業績その他諸般の事情を勘案いたしまして、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

これにより中間配当金1株当たり400円を含めた年間配当金は1株当たり800円となり、前期と比べ1株当たり500円の増配となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する期末財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金400円 総額61,142,400円

(3) 剰余金の配当の効力が生じる日

平成20年11月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

将来の機動的な資本政策を可能とするため、現行定款第6条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>312,088株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>600,000株</u> とする。

第3号議案 取締役1名選任の件

平成20年8月25日に取締役松本幸氏が逝去により退任されましたので、その後任として取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、ご選任いただく取締役の任期は当社定款の定めにより、現任取締役の残任期間となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
やまがた たかし 山縣 俊 (昭和25年1月14日)	昭和49年4月 太平洋興発(株)入社 平成13年5月 (株)エイチ・シー・シー代表取締役社長就任 平成16年6月 太平洋興発(株)監査役就任 平成19年8月 当社入社 平成19年11月 (株)パーク王取締役就任(現任) (株)アイケイモータサイクル取締役就任	—

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、この決議の効力は、当該決議後最初に開催される定時株主総会の開始の時までとし、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
ひぐち いさお 樋口 功雄 (昭和17年2月16日)	昭和35年3月 (株)リコー入社 平成元年6月 リコーロジスティック(株) 経理部長 平成14年6月 同社常勤監査役 平成18年1月 (株)クオリテックトレーディング 常勤監査役 就任(現任)	—

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者樋口功雄氏は、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. 補欠監査役候補者樋口功雄氏は、社外監査役の要件を満たしております。
4. 補欠監査役候補者樋口功雄氏につきましては、これまで培ってきた豊富な実務ならびに監査役としての経験・知識を、当社監査体制に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 補欠監査役候補者樋口功雄氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任取締役に対し弔慰金贈呈の件

平成20年8月25日に逝去されました故取締役松本博幸氏の在任中の功勞に報いるため、最終報酬月額6か月分を弔慰金として贈呈したいと存じます。なお、弔慰金の贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
松本博幸	平成12年11月 当社入社 平成13年1月 当社取締役就任 平成20年8月 逝去

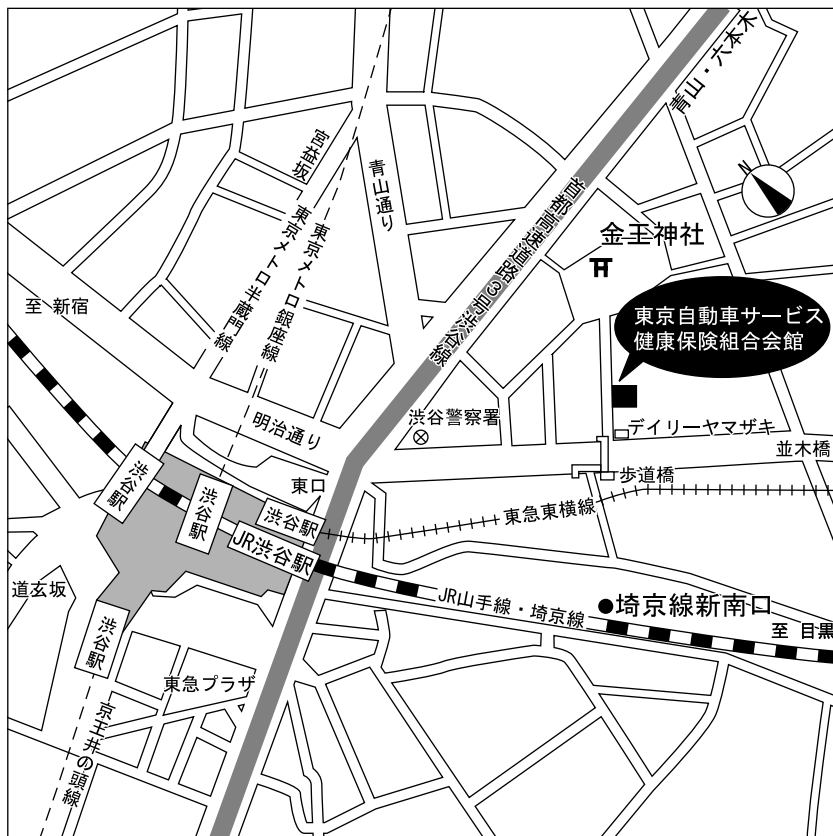
以上

株主総会会場のご案内図

会 場：〒150-8911

東京都渋谷区渋谷3丁目11番12号

東京自動車サービス健康保険組合会館4階 大講堂



交通：JR山手線・埼京線・東京メトロ銀座線・半蔵門線・東急東横線・京王井の頭線
「渋谷」駅東口から徒歩6分

※ この招集通知書は、再生紙および環境に優しい大豆油インキを使用しております。